

保険料率の改定について

社会保険料率・雇用保険料率の改定等について簡単にご紹介します。

1. 社会保険料率について

以下のように2023年3月分（4月支払い給与より）より、改定しております。

	改定前	改定後
健康保険料率	10.27%	9.86%
介護保険料率	1.64%	1.82%
厚生年金保険料率（改定なし）		18.3%
子ども・子育て拠出金（改定なし）		0.36%

2. 雇用保険料率

雇用保険料率については、以下のように2023年4月1日より改定になります。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般事業 （令和4年度）	6/1,000 5/1,000	9.5/1,000 8.5/1,000	15.5/1,000 13.5/1,000
農林・水産・清酒製造 （令和4年度）	7/1,000 6/1,000	10.5/1,000 9.5/1,000	17.5/1,000 15.5/1,000
建設業 （令和4年度）	7/1,000 6/1,000	11.5/1,000 10.5/1,000	18.5/1,000 16.5/1,000

3. マスクの着用について

2023年3月13日より、政府の方針として、マスクの着用について個人の判断を基本とすることが示されました。各業界団体のガイドライン一覧が公表されておりますのでご参考にいただければと思います。

また、「マスク着用の考え方の見直し等について」の事業者における対応（厚労省HP マスク着用についてより抜粋）は以下のとおりです。

○マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

○各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

